

第 47 回

大阪市都市景観委員会

議 事 録

日	時	平成 2 8 年 3 月 1 8 日（金）
		午後 3 時 0 0 分～午後 5 時 1 8 分
場	所	大阪市役所 7 階 第 3 委員会室

大阪市都市景観委員会（第47回）

1. 開催日時 平成28年3月18日（金）午後3時00分～午後5時18分

2. 開催場所 大阪市役所 7階 第3委員会室

3. 出席者

（1）委員（敬称略）

委員長 澤 木 昌 典

委員長代理 嘉 名 光 市

委員 阿 部 昌 樹

岡 田 昌 彰

加 賀 有 津 子

下 村 泰 彦

田 中 み さ 子

中 嶋 節 子

橋 寺 知 子

（2）市 側

眞 田 建設局管理部長

寺 川 建設局企画室長

木 下 建設局公園緑化部調整課長代理

野 口 都市整備局企画部長

田 中 港湾局営業推進室長

角 田 都市計画局計画部長兼交通政策室長

（3）府 側

戸 田 住宅まちづくり部都市空間創造室長

事務局（都市計画局）

川 田 都市計画局長

安 藤 開発調整部長

友 田 開発調整部都市景観担当課長

中 西 開発調整部都市景観担当課長代理

松 崎 開発調整部開発誘導課 担当係長

松 村 開発調整部開発誘導課 担当係員

4. 会議次第

1 開 会

2 議 題

(1) 今後の景観施策のあり方について

(2) その他

・都市景観資源の登録について（生野区・淀川区）

3 閉 会

〔配付資料〕

議題（1）関係

- ・資料1 今回の主な論点
- ・資料2 今後の景観施策のあり方について（答申案）
- ・資料3 大阪市景観計画改正案（※1）
- ・参考資料1 今後の景観施策のあり方について 諮問文（写し）（※2）
- ・参考資料2 第46回都市景観委員会での主な委員意見（※2）
- ・参考資料3 現地調査での主な委員意見及びコメント（※2）
- ・参考資料4 他都市の景観計画の構成・位置づけ（※2）
- ・参考資料5 景観施策の体系について（※2）
- ・参考資料6 他都市における区域設定と景観形成基準との関係（※2）
- ・参考資料7 景観施策が重複する部分の取り扱いについて（※2）
- ・参考資料8 大阪市景観条例改正方針案（※2）

議題（2）関係

- ・資料4 生野区・淀川区の都市景観資源の登録について

（※1）第6章以降は委員限り資料

（※2）委員限り資料

4. 議事の概要

○中西都市景観課長代理

定刻が参りましたので、ただいまより第47回大阪市都市景観委員会を開催させていただきます。

本日の進行役を務めさせていただきます大阪市都市計画局開発調整部都市景観担当課長

代理の中西と申します。よろしくお願いします。

本日の都市景観委員会には現時点で委員 11 名中 7 名の御出席をいただいております。田中委員、及び岡田委員につきましては遅れて御出席いただけると御連絡いただいております。また、長町委員と山納委員のお二方につきましては、本日は都合が合わず御欠席となっております。

議事に入ります前に、配付資料の御確認をお願いいたします。座って説明させていただきます。

お手元の資料の一番上に、議事次第を置かせていただいております。次に出席者リスト、配席図となっております、以降少し分厚くなっておりますが資料が続いております。まず、右肩に資料 1、今回の主な論点。資料 2、今後の景観施策のあり方について（答申案）。資料 3、大阪市景観計画改正案。そしてクリップ留めにしておりますのが参考資料となっております。参考資料 1、今後の景観施策のあり方について、諮問文の写しとなっております。参考資料 2、第 46 回都市景観委員会での主な委員意見。参考資料 3、現地調査での主な委員意見及びコメント。参考資料 4、他都市の景観計画の構成・位置づけ。参考資料 5、景観施策の体系について。参考資料 6、他都市における区域設定と景観形成基準との関係。参考資料 7、景観施策が重複する部分の取扱いについて。参考資料 8、大阪市都市景観条例改正方針案となっております。最後、資料 4、生野区と淀川区の都市景観資源の登録の資料となっております。以上でございます。

なお、参考資料につきましては、委員限り資料とさせていただきます。また、資料 3、景観計画改正案ですが、これまでの検討を踏まえた記載が第 1 章から第 5 章部分となっております、6 章、7 章については今後の具体的施策についての課題提起となっておりますので、本日の委員会では委員限り資料とさせていただきます。

それでは、これからの議事進行につきましては、澤木委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○澤木委員長

皆さん、こんにちは。年度末のお忙しい時期にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

第 47 回の都市景観委員会ということで、議事次第に沿って進めてまいりたいと思いますけれども、議事に入ります前に、都市景観委員会運営要綱 3 の（3）に基づきまして、議事録署名人を指名させていただきたいと思います。本日は、加賀委員と中嶋委員に願

いしたいと思しますのでどうぞよろしくお願いいたします。

それでは議題に入っていきますけれども、最初が議題の1つ目、「今後の景観施策のあり方について」でございます。これは参考資料1にある平成26年12月に市長から諮問をいただいたものですが、今回の景観委員会において答申案を取りまとめていきたいと思っています。よろしくお願いします。

資料1をご覧くださいますと、本日の主な論点が書かれていますけれども、(1)番が「今後の景観施策のあり方についての答申案」、これについて、構成、内容が適切かどうか御議論いただきます。それから(2)番が「景観計画の位置づけについて」、それから(3)が「景観計画区域の細分化・重点化による区域設定の考え方について」、それから裏にいきまして(4)が「景観計画区域における景観形成基準の見直しの方向性について」ということになっております。

先ほど申しましたけれども、(1)の答申案につきましては、これまでの審議を踏まえまして、本日取りまとめをしていきたいと思っております。これまでの検討事項につきましては、資料3、大阪市景観計画案の第1章から第5章に反映していただいているということですので、(2)の「景観計画の位置づけについて」という論点がございしますが、この辺を含めまして答申案と位置づけについて関連しておりますので、しっかりと本日の委員会で固めていきたいと思っております。

それから(3)の「景観計画区域の細分化・重点化による区域設定の考え方について」、これにつきましては、前回からの継続案件になりますけれども、3月4日と9日、2回にわたって何人かの委員の方に御同行いただきながら、現地を回ってまいりました。その結果を踏まえまして、景観計画区域を細分化した場合の区域設定などについての案を景観計画の第6章に掲載していただいておりますので、この事務局案の区域設定が適切かどうか、御意見をいただくのが論点の3番目になっております。

それから4番目の「景観形成基準の見直しの方向性について」、これにつきましては次回審議する部分になりますけれども、特に重点届出区域につきましては、いろんな地区指定といいますか、これが重複するところが出てまいりますので、重複する場合の取り扱い、あるいは基準見直しの方向性、こういうところについて皆さんの御意見をいただければと思っております。論点につきましては、また適宜触れながら説明いただくということになると思います。

それから議題の2つ目はその他として、「生野区・淀川区の都市景観資源の登録」につ

きまして、御報告いただくという予定になっております。

本日も資料がたくさんありまして、分厚くなっておりますけれども、事務局からはできるだけ手短に御説明いただきまして、議論に時間を割きたいと思いますので、よろしくお願い致します。

それでは議題1の「今後の景観施策のあり方について」、事務局より御説明お願いいたします。

○事務局

今、委員長からありましたように、本日の委員会では資料2の「今後の景観施策のあり方について（答申案）」こちらを中心に御議論いただきたいと考えております。

平成26年12月に市長から都市景観委員会に諮問させていただきました。その諮問文を改めて参考資料1としてお配りしております。参考資料1の裏面に諮問理由がありますけれども、4行目に「法令や要綱によるさまざまな制度が存在している状況にある。」5行目の「建築美観誘導制度については、創設から30年以上が経過し、一部の路線ではまちなみの特色が異なる区間もでてきている」あるいは下から5行目あたりから「地域が持つ場所の魅力を活かし、地域の個性が発揮できるような施策展開を図る必要がある。」といったことから、今後の景観施策のあり方について諮問させていただいているところでございます。

これを受けまして、都市景観委員会で議論を重ねて、委員の皆様から多くの御意見をいただいております。資料2の答申案はこれまでの意見を踏まえたものですが、本日の委員会で固めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

併せて資料3、景観計画案をお配りしております。こちらは前回まではA3の大きな資料でしたが、これは将来的に景観計画として外に出していくイメージで再構成を始めております。こちらは引き続き検討を続けていくものであります。

・資料2「今後の景観施策のあり方について（答申案）」

目次をご覧ください。第1章が「大阪市の景観施策の現状と課題」、ここでは景観形成の意義、これまでの取り組み、景観の現状と課題、景観施策の課題といったところについて記述しております。なお、1番の景観形成の意義というところにつきましては、もともと第2章の最初にありましたけれども、最初に持ってきております。

第2章が「大阪市の景観形成の基本的な考え方」、景観形成の目標と基本方針としまして、目標、基本方針、あと各主体の役割。それから2の「景観形成の取り組みの方向性」

としまして、大きな方向性について記述しております。なお、1の（3）の「協働による景観形成における各主体の役割」、あるいは2の（5）の「他分野の施策との連携」といったところにつきましては、前回委員会から追加した部分になっております。

第3章の「今後の景観施策の展開の方向性」としましては、今後の具体の施策の方向について記述しております。

第4章、「景観施策の展開に向けて」としまして、景観施策を進めていく上で留意すべき事項について示しております。このような全体構成になっております。順番に簡単に説明いたします。

1ページをご覧ください。

1、「大阪市における景観形成の意義」といたしまして、4つ目の点に「大阪市にとっての景観形成の意義は、都市の風格や活力を高め、地域への愛着を醸成しながら豊かな生活環境を形成することであり、以下のように考えることができる。」といたしまして、①都市の風格の向上。②観光や交流の活性化による都市の活力の創出。③地域への愛着や誇りの醸成による地域の個性の創出。④豊かな生活環境の形成。こういったところを大阪市における景観形成の意義と位置づけております。

2ページの大阪市のこれまでの取り組みでございます。昭和9年の旧美観地区の指定以降の本市の主な景観施策の経緯を表も使いながら記述しているところでございます。

次、3ページにまいります。

大阪市の景観の現状と課題では、市内の「（1）風格のある洗練された景観」「（2）水や緑が豊かな潤いのある景観」「（3）歴史や文化を受け継ぐ景観」「（4）多様なにぎわいや活気のある景観」「（5）一般市街地の景観」といった景観のテーマそれぞれについて、現状と課題を記述しています。

6ページに景観形成の課題について記述しています。

「（1）の施策全体の枠組みの整理・体系化」といたしましては、景観法に基づくもの、大阪市景観条例に基づくもの、要綱に基づくもの、またその他の法律に基づく関連施策もありまして、多様な取り組みを進められていますけれども、総合的、戦略的な観点から景観施策全体の枠組みの整理・体系化が望まれるとしております。

「（2）大規模建築物等に対するきめ細やかな景観誘導」としましては、景観法に基づく市域全体を対象とした大規模建築物の届出制度につきましては、区域ごとの景観形成の方針、あるいは基準を定めていないことから地域の特性を生かした誘導が困難になってい

る現状が一部に見られる。夜間景観については行政として誘導方針を示していない。景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の制度につきましては、現在のところ指定実績がない。こういったことから地域特性に応じたよりきめ細やかな誘導が求められるとしております。

「（３）戦略的な位置づけがある地域等における重点的な景観誘導」としましては、一つ目に条例に基づく現在の景観形成地域、これは景観計画に位置づけていないことから一体の施策として事業者にとって認識しにくいものとなっている。二つ目、建築美観誘導制度につきましては、一定の成果を上げているものの場所によっては実態と基準との乖離が生じている。また法や条例に基づかない要綱による誘導であることや、広告物などに関し一部で効果的な誘導ができていないところを課題として挙げております。三つ目の点です。景観法に基づく、景観重要公共施設の制度について活用がなされていない。このような状況ですので、各種の制度を活用しながらそれぞれの特性を生かした重点的な景観誘導を図っていくことが求められる。また、屋外広告物については、他施設と連携を図ることにより法的拘束力を持たせていく必要があるということを記述しております。

「（４）地域主導の景観まちづくりを支援するための施策の見直し」として、一つ目は自主的なルール、これを定める制度として、条例に定める市民景観協約というのがあるんですけど、これの実績がない。二つ目、まちづくり支援制度、あるいはH O P Eゾーン事業などにより、地域の景観まちづくりの取り組みは進んでおりますが、事業終了後の自律的な景観まちづくりへつなげる制度が必要である。三つ目、エリアマネジメント団体が地域独自で景観ルールを定め自律的に運用する動きも見られておりますが、このような動きをより促進していく必要があるというところを記述しております。

「（５）景観に関する市民や事業者の意識啓発のための施策の充実」としましては、都市景観資源の登録を進めておりますけれども、さらなる具体的活用が求められるというところを言及しております。

８ページにまいりまして、「（６）施策展開における様々な専門家の活用」といたしまして、一つ目、景観整備機構というものを指定しております。こちらにつきまして連携を図ることが求められるといったことなど、さまざまな専門家とも連携しながら、総合的な展開を図っていくことが求められる。

以上を景観施策における課題として記述しております。

続きまして９ページでございます。

第2章「大阪市の景観形成の基本的な考え方」としまして、この章では、今後の景観形成の目標と基本方針、そして大きな取り組みの方向性を記述しております。

1、「景観形成の目標と基本方針」の「(1) 景観形成の目標」としては、景観形成の意義と大阪らしい景観の特徴を踏まえ、景観をより魅力的なものにしていくことを景観形成の目標とすることが必要である。

「(2) 景観形成の基本方針」としまして、市域全域での心地よい市街地景観の形成を図るとともに、地域の特性を生かした景観として、大都市らしい風格や洗練された景観、水や緑を生かした潤いと安らぎを感じる景観、歴史や文化が息づく景観、活気とにぎわいあふれる景観の形成を、市民や事業者との協働により推進していくことを景観形成の基本方針とすることが望ましい、としております。

続きまして「(3) 協働による景観形成における各主体の役割」。ここは、前回の委員会で御意見をいただいたところを追加したものでございます。各主体として、市と市民と事業者の役割について記述しております。二つ目の点で、市は、必要な施策を実施するとともに、積極的に啓発を行うことが求められる。市民は、関心を深めるとともに、身近にできることから取り組んでいくことが求められる。事業者は、魅力的な景観の形成に資するよう努めるとともに、市の施策に協力することが求められるとしております。

続きまして2番の「景観形成の取り組みの方向性」、こちらについては、これまでの取り組みや景観の現状と課題を踏まえ、景観形成の目標と基本方針に沿って以下の方向性により景観形成の取り組みを展開していくことが望ましいとしまして、「(1) 地域の特性を生かした建築物等の誘導」、「(2) 地域との協働による景観まちづくりの推進」「(3) 景観に関する市民や事業者の意識の啓発」、「(4) 様々な専門家等と連携した推進体制づくり」「(5) 景観形成に関わる他分野の施策との連携」以上を、景観形成の取り組みの大きな方向性としております。

特に(1)から(4)につきましては、次の第3章の施策展開の方向性というところでより細かく記述しております。

続きまして12ページ、第3章「今後の景観施策の展開の方向性」では、具体的な施策の方向性について記述しております。

もう1つの資料、景観計画案の37ページをご覧くださいと思います。

これまでの委員会でもお示ししてきました、それぞれの施策のまとめりとその関係を示したところでございます。こちらの青いところ、あるいは緑色のところ、第3章について

紹介させていただいております。ただこの第3章の基本方針は、非常に重要なところですので読み上げさせていただきたいと思います。どうぞ御了承ください。

1 番の「（１）地域の特性を生かした建築物等の景観誘導」で「①建築物等の景観誘導」、「景観特性に応じた大規模建築物等の景観誘導」につきまして、景観計画の充実にあたっては、景観構造の特性を踏まえた地域の景観特性に応じて、よりきめ細やかな建築物の規制誘導が行えるよう、景観計画区域を細分化するとともに対象となる行為、景観形成の方針、基準等を詳細化することが望ましい。

高架道路・鉄道、橋梁、護岸等の大規模土木構造物や一定規模以上の高さの塔などの工作物は、大規模建築物等と同様に市域の景観形成に与える影響が大きいため、景観計画に位置づけ、景観法に基づく届け出を要する対象行為とするべきである。

「計画的な景観形成が求められる地区などでの重点的な景観誘導」としましては、都市戦略上、計画的な景観形成が求められる地区や景観誘導の高い効果が期待できる地区などについては、重点的な景観誘導を図る地区に位置づけ、地域戦略や、誰を対象とする景観形成なのか、目指すべき景観形成方針等を明確にした上で、届出対象行為や誘導基準をより特性に応じたものとして定めるなど、一般の景観計画区域よりもきめ細やかな景観誘導を行うべきである。

重点的な景観誘導を行う地区としては、今後拡充される都市機能に見合った景観形成が求められる都市再生の戦略的位置づけのある地区、大規模な開発が予定されており、景観が大きく変容する可能性がある地区、これまで景観関連施策を実施してきたことで一定の景観形成や社会的な認知が進んでいる地区などが挙げられる。

景観関連施策を実施してきた地区の事例として建築美観誘導地区や景観形成地域が挙げられるが、これらについては、平成17年に廃止された美観地区の精神が引き継がれているものもあり、これまで実施してきた景観施策の基本的な考え方を継承し、一貫した考え方のもとで新たな景観施策を展開していくべきである。

なお、これら以外のエリアについても地元からの提案に基づき、地域主導の景観マネジメントの状況なども踏まえ、地域主導型の地区として適宜、対象としていくべきである。

次に、「エリアマネジメント組織による地域独自の景観誘導」としまして、今後、成熟社会を迎えるに当たり、地域によるエリアマネジメントの動きが活発化されることが想定されており、こうした地域が自ら定めるきめ細やかな地域ルールを自律的に運用できる仕組みを構築するべきである。例えば御堂筋デザインガイドラインについては、将来的にエ

リアマネジメント組織による運用が可能な仕組みを検討することが望ましい。

「②屋外広告物の規制誘導」につきましては、特に重点的に良好な景観形成を図っていく地区においては、屋外広告物の適切な規制誘導が不可欠であることから、関係部局と協議・調整しながら、景観計画と連携した屋外広告物規制のあり方を検討すべきである。その際には、屋外広告物条例に基づく制度との整理・整合を図りながら、実態に応じた基準を検討するとともに、一体的な運用ができる方策についても検討すべきである。

「③景観上重要な公共施設の景観形成」、地域景観の骨格や核となっている道路・公園・河川等の公共施設を、景観法に基づく制度も活用しながら、それらと周辺の建築物等とが一体となった良好な景観形成を図ることが望ましい。

「④景観上重要な建造物や樹木の保全」につきましては、市域内に点在する都市景観資源や歴史性のある建築物など、地域の景観上重要な建造物や樹木については、景観法に基づく制度も活用しながら、地域景観の核として保全・継承を図るとともに、その情報の発信に努め、個性的な景観形成に活用することが必要である。

景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木は、景観計画においてそれらの指定方針を、歴史的または文化的に価値が高いと認められた建造物・樹木や地域の景観を先導しまたは継承し特徴づけている建造物・樹木としております。これに基づく指定に向け、公共空間からの望見性など地域景観との関係性を調査するとともに、具体的な選定方法や手続について検討していくことが必要である。

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の可否は所有者の意向に大きく左右されることから、所有者が指定によるメリットを感じることができることが望ましい。このため、他分野の施策とも連携しながら、指定によるメリットを検討していくことが必要であるとしております。

「視対象としての景観保全」としまして、景観重要建造物や景観重要樹木に指定されたものなど、特に都市のアイコンとなっているような、象徴性の高いものについては、それらを視対象とし、公共空間からの望見性を確保していくための取り組みを検討することが望ましいとしております。

続きまして、「⑤大規模な面的開発に合わせた景観誘導」、市街地再開発事業等、敷地と建築物を一体的に整備する大規模な開発が行われる地区では、計画的かつ一体的に景観形成を進めることが有効なことから、引き続き、大阪市都市景観条例に基づき検討書の作成を求め、事前協議を行うことにより効果的な景観誘導を図っていくべきである。

「⑥夜間景観の形成」としまして、地域の特性に応じた夜間景観の形成を誘導していくとともに、特に重点的な景観形成を図っていく地区においては、他の施策と連携しながら公共施設等のライトアップなどによる演出を図っていくことが望ましいとしております。

続きまして「（２）地域との協働による景観まちづくりの推進」の「①地域主導の景観まちづくりの支援」につきましては、市民や事業者による地域主導の景観まちづくりの取り組みを促進するため、地域の個性ある景観形成に向けた自主的なルールづくりやルールの運用を支援する仕組みを導入し、市民景観協約をより使いやすい制度へ見直すことが望ましい。

「②関係者による協議の仕組み」としまして、地域の景観形成に関わりのあるさまざまな関係者が協議・調整を図り、良好な景観形成のための取り決めや仕組みづくりを進めるため、景観法に基づく景観協議会の制度を活用することが望ましい。

２番、「景観に関する市民や事業者の意識の啓発」、景観形成の担い手である市民や事業者の景観に対する意識を高めていくため、さまざまな機会をとらえて啓発を行っていくべきであるとしております。

「①都市景観資源の活用」につきましては、都市景観条例に基づく都市景観資源については、これまで区ごとに登録を進めてきているが、全区において登録が終わった後は、都市景観資源のPRなど周知をこれまで以上に進めるとともに、景観形成に具体的に活用していくための方策を検討していくことが望ましい。

「②優れた建築物やまちなみの顕彰」としましては、新たな景観形成に資する景観上特にすぐれた建築物やまちなみを市民や事業者から募集し、顕彰する大阪都市景観建築賞（愛称、大阪まちなみ賞）については、美しく個性と風格のある景観づくりを普及・啓発する制度であり、着実に実績を積み上げているため、今後も継続すべきである。

「③その他の啓発施策の展開」としまして、市民や事業者が身近な市街地のまちなみに目を向け、景観形成に関心を持つきっかけとなるイベントの開催や、基礎的な知識を学習する講座等の取り組みのほか、意識啓発につながる市民の活動を支援するなど、幅広い取り組みを検討していくことが必要である。

続いて、３番の、「様々な専門家等と連携した効果的な施策の展開」。景観施策を効果的に展開していくため、行政だけではなくさまざまな専門家と連携した取り組みを進めていくことが望ましい。

「①専門家に対してアドバイスを求める仕組み」としましては、市民や事業者からの高

度な要求にも柔軟に対応し、大阪市の景観施策を的確かつ効果的に実施・運用していくための総合的な景観施策体系の再構成に伴い大阪市都市景観委員会や景観に関する専門家等に対してアドバイスを求める仕組みを検討していくべきである。

「②景観整備機構の活動の充実」としましては、民間活力を活用し、行政と役割分担しながら、景観まちづくりの支援や都市景観資源の活用、景観重要建造物・樹木の管理に関することなど、具体的な景観形成の推進に寄与するため、景観法に基づく景観整備機構を活用することが望ましい。

第3章の「今後の景観施策の展開と方向性」については以上です。

答申案として最後の「第4章景観施策の展開に向けて」では、今後施策を展開する上で、配慮すべき事項を記述しております。

1「景観施策の体系整理」としましては、総合的・戦略的な観点から景観施策全体の枠組みの整理・体系化を行っていくことが望ましいとしております。

2番の「景観施策の柔軟な見直しと進捗管理」としましては、定期的に景観計画を見直すなど、適切な進捗管理を行っていくことが望ましいとしておりまして、②の中には「施策の評価」や「PDCA」、そういったキーワードを入れております。

3番、「地域主導の景観まちづくりとの協働」としましては、今後、地域組織による景観まちづくりが活発化されていくと考えられることから、それらの取り組みと協働しながら検討を進めることが望ましいとしております。

最後に4「庁内の推進体制の充実」としまして、施策を推進していくに当たっては、庁内推進体制の充実や、適切な予算についても検討していくことが望ましいとしております。この1番、3番、4番につきましては前回委員会から追加した内容になっております。答申案の説明は以上です。

・資料3 大阪市景観計画（案）

前回の委員会で、景観計画は景観法委任事項としての「景観計画」と、施策の全体像を示す「景観形成基本計画」を別々につくるのか、あるいはその両方一緒に含むのかといった御質問をいただいているところでございます。今回、本市の景観計画は、総合的な景観施策の推進の指針となるべく、これまでの検討資料の内容も反映しながら、景観施策の全体像がこの一冊でわかるようにしております。そういったことから、景観法委任事項以外のところで再度見直しなどある場合は、これ自体を改定していくというようなことを考えております。これに伴いまして、現在、条例で別途規定しております景観形成推進計画と

いうものは廃止になります。参考資料４に他都市での景観計画がどういう体系でできているのかというのを紹介した表がございますので、またご覧いただければと思います。

それでは資料３の中身を少しだけ説明させていただきます。資料３の目次をご覧くださいければと思います。

第１章が「基本的事項」、第２章が「景観の現状と特性」、第３章が「景観形成の課題」、第４章が「景観形成の目標と基本方針」、第５章が「大阪らしい景観形成の取り組みの方向性」、ここまで、答申と同等の内容となっております。

第６章が「景観法を活用した景観形成の取り組み」、第７章が「まちづくりなどと連携した独自の景観形成の取り組み」としております。第６章と第７章が具体的な景観施策の展開の部分で、青で囲っているおおむね第６章が景観法を活用した取り組み、第７章がそれ以外の取り組みとなっております。第６章の基本届出区域、重点届出区域の方針や基準につきましては、今後も継続して検討を進めていく必要があると考えておりますので、今後も委員の皆様の意見をいただきながら、作業を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

基本的には前回までのＡ３の資料をベースにつくっておりますけれども、ここから変わった点について御説明させていただきます。

３３ページをご覧ください。

景観形成の目標のところがございます。現在は「アメニティと美しさに満ちた大阪らしい都市景観をつくる」というのが景観形成の目標になっているんですけれども、これを見直していこうということで、前回あるいは前々回の委員会で「ちょっと悩んでいます。」というようなことを申し上げてきたところです。今回は、景観形成の意義というところを踏まえまして、「都市の風格や活力を高め、まちへの愛着や誇りを育む大阪らしい景観をつくる」という目標を設定いたしました。この目標がその次、３４ページの「景観形成の基本方針」というところにつながっていくものと考えております。

続きまして、３５ページ、先ほど答申のところ御説明いたしましたけれども、各主体の役割としまして、市の役割、市民の役割、事業者の役割、こういったものを記述しております。

３６ページからは第５章「大阪らしい景観形成の取り組みの方向性」として、具体的な施策の全体像を示しているところでございます。

３８ページを見ていただきますと、ここで重点的な景観誘導を行う地区というところを

記述しているところでございます。重点的な景観誘導を行う区域を、「重点届出区域」としておりますけれども、スタートの時点では現在の建築美観誘導路線の6路線プラス中之島からスタートしたいと考えておりますが、今後状況を見ながら地区の追加を検討していくということで、その候補となるエリアを38ページ、39ページのグレーにかかっているところでエリアの名前を記述しております。

39ページの右下には、景観上重要な建造物や樹木で、40ページには景観上重要と考えている公共施設についても事例を挙げているところでございます。

続きまして、45ページでございます。基本届出区域及び重点届出区域を示す図を載せております。今月2回ほど、現地見学と意見交換を、委員の皆様にも御参加いただきながら行いました。また後でご覧いただければと思うんですけど、参考資料3にはそのときの主な委員の皆様からいただいた御意見、ポイントをまとめております。この図の赤い部分の都心景観形成区域の範囲についても御意見をいただいてまいりました。前回委員会の資料では大阪環状線の内側の商業地域を都心景観形成区域の案としておりましたが、その後もいろいろ意見をいただきながら検討し、商業地域をベースとしながらも、やはり一定わかりやすさということを重視しまして、大阪環状線の内側全てとしてはどうかと考えております。それに加えて、大阪駅北側の都市再生緊急整備地域を含んだ範囲、阿倍野の緊急整備地域の範囲、及び新大阪駅の北側の高容積率のところ、ここを都心景観形成区域としていきたいと考えております。

また臨海景観形成区域について、前回の資料と違うところは、南側については新なにわ筋、大阪臨海線で区切っていましたが、区域のわかりやすさということを考えまして西成区と大正区の境界である木津川にスライドさせております。

あと上町台地につきましては、前回まで都心部や臨海部と同等の「上町台地景観形成区域」と位置づけておりましたが、都心部、臨海部、一般市街地が主に土地利用というところから分けているのに対して、上町台地は地形、緑、あるいは歴史といった要素が特徴となっていることから、景観形成区域については都心、臨海、一般の3つとして、上町台地については46、47ページになるんですけども、道路軸や河川軸と同じように上町台地景観形成軸とし、上乘せの方針や基準としたいと考えておりまして、その範囲は47ページの図のとおりと考えております。

51ページ以降につきましては、景観形成の方針とか基準の現時点での案が続きますが、次回以降にご審議いただきたいところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○澤木委員長

はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局より資料の説明をいただきました。これにつきまして、御質問、御意見がございましたらお願いしたいと思っておりますけれども、まずは資料１の１番目の論点、今後の景観施策のあり方についての答申案、これについて御意見をいただければと思います。

本日の答申案は、現地調査の意見等も踏まえ前回からかなり整理をしていただきました。景観形成の意義、目標、それから市民、事業者の役割、こういったものについて整理、追記していただいております。このあたりの表現が適切かどうか、さらに不足はないか等、御意見いただければと思っておりますけれども、本日は取りまとめをしていきたいということです、事務局提示の原案でよいという意見も含めまして、皆さん順番に一言ずつでも御意見を承りたいと思っております。

阿部先生から時計回りに回ってよろしいですか。出席番号順でいつも上からさせていただいてすみませんが、阿部先生、お願いします。

○阿部委員

全体の構造としてはすごくまとまりが出てきたし、目標についても大分よくなってきたという気はしております。確認ですけれども、市域全域を大きく区分していますが、これがベースになって、具体的な景観形成基準はピンポイント的にエリアを絞って、定めていくということによろしいですね。

○事務局

まずは、今、市域一律の方針・基準となっている大規模建築物につきましては、エリアを３つに分けてそれぞれのエリアについて、方針を定め誘導していくのが一つ。その中で、例えば〇〇地区みたいな特色ある地区の方針や基準も入れながら狭いエリアについて、よりきめ細かく見ていけるような方針にしていこうと思っています。それにプラスして重点届出区域を指定しまして、そちらについてはより細やかに基準を定めながら景観誘導を図っていきたいと考えています。

○阿部委員

景観形成基準を満たさないと建築確認が下りないというのは、事業者、あるいは地権者にとっては拘束力が強いものになってくるわけですが、その基準というのがどのくらいきめ細かく、例えば同じ地域であっても幹線道路沿いとちょっと入ったところは違う

とか、かなりきめ細かな対応が必要になってくると思うんですけど、その辺のことはこれからということですのでよろしいわけですね。

○事務局

仕組み上はこの景観計画と、建築確認申請とは直接は連動しないのですが、勧告等の対象となるため、基準を満たすよう指導していくことになります。今申しましたようにかなり注意しながら基準については定めていかないといけないと思っています。それについては今後の作業というふうに考えております。

○阿部委員

そのことを前提として、大まかに3つの区域に分けて、さらに3つの区域の中でもより狭いエリアごとで実際に適用される基準にかなり差が出てくるという前提で、私はこれでいいと思います。

○事務局

大きな差が出てくるかどうかかわからないですけども、エリアの特徴を出していけるような方針をつくっていきたいと思います。

○澤木委員長

ありがとうございます。

それでは順番に、岡田先生は来られていませんので、加賀先生お願いします。

○加賀委員

大分、まとまった形になってきたと思います。これは確認というか、どういう言葉で答申案に記すかというところに関わってくるんですが、例えばスケジュール的なものですね。今後の展開ということで書いているんですが、時間的なものの記述がないと思います。そういうものを記さないでまず考え方をまとめるということでしたら、それでも結構かと思いますが、時間的な目標を答申案のところに盛り込んでいくのかどうかを確認も含めて質問させていただきたいというところと、もう1つ、細かいことで恐縮なんですけども、12の(1)「地域の特性を生かした」の「生かした」は生活の「生」なんですけれども、それか私はイメージとして活用の「活」のほうなのかなと思いますけど、この辺も御検討していただきたいと思います。

○澤木委員長

はい、ありがとうございました。

2点、御質問と御意見がありましたがいかがですか。

○事務局

ありがとうございます。景観の形成には時間がかかるものと思っていまして、スケジュールはあえて入れてはいません。最後の第４章のところで評価しながら適宜見直していく必要がある、求められるという表現になっていますけれども、特に、例えば５年を目指してというのは入れてはおりません。事務局としては、そこまでは難しいかなと考えておるんですけど、逆に、先生方の御意見もいただけたらなと思っております。

○澤木委員長

加賀先生いかがですか。

○加賀委員

私個人としては、目標といいますか、そこまでの気持ちを持っているということを示す意味では、日にち的なことを入れるというのもありかなと思いますけれども、実際にできるのかどうか、実効性みたいなところを考えると事務局の考えが、わかる気がします。

○川田都市計画局長

加賀先生が言っておられるのは、目標像を２０年、３０年先に達成するという大きな。

○加賀委員

そういうのでも結構かと思います。

○川田都市計画局長

というのを示した方がいいかどうかですね。

○加賀委員

２０年、３０年、２０５０年にはすばらしい景観をつくれるようにというところまでを見せるのか、まずは１０年間ぐらいのタームで考えているのかということも関係してくると思います。今のところはどちらかというと後者のイメージに近いのかなと、私自身は思っています。

○川田都市計画局長

景観計画をつくったり、条例を変えたりするのはこの１年ぐらいでやり切ります。目標がいつごろ達成できるかという、わからない部分があるんですけど、例えば改定ですが、時代に応じてやっぱり変わってくると思うんですよ。グランフロントができたり、なんばの様子とかいろいろ変わっているんで、どういうタイミングで次の更新をしていくかというのが、何か目標を達成したから変える場合もあるけども、そうではなくて環境が変わったから変えるという、そういうふうにと考えると多分５年ないし１０年ぐらいで変えな

いといけないという感じはあるんですけどね。

○加賀委員

見直すというのはあるのかなと思います。それをしますと記したりしますけれども、こういうものをどこまで記すものなのかということも個人的に疑問に思ったことです。

○澤木委員長

はい。他の委員の方から今の件に関して、何かコメントございましたらいかがでしょうか。

○阿部委員

ちょっといいですか。恐らく屋外広告物の規制とかであれば5年間ぐらいの集中取り組み期間というのを設け、その間にだっとやるというのは多分ありだと思うんですね。それに対して、大規模建築物とかは実際に建て替えを行わない限りは何も行政として動けないわけですから、そういう建築物のリニューアルに合わせた計画基準への担保ということと、もっと広告物の規制、あるいは夜間照明なんていうのも、もしかすると短期で重点的な取り組みというのとはできるかもしれませんけれども、多分個別の施策ごとにメリハリをきかせて重点的にワッとやるべきことと、長期的な視点に立って長い気持ちでやっていくことと分かれてくるだろうと思います。

○澤木委員長

はい。そのほかの方から御意見あればお願いします。

どうぞ下村委員。

○下村委員

今回の今後の景観施策のあり方という答申案を出すときにも、この背景といいますか、なぜこれを今この時期に出さなければならないのかというところと今のお話しがかなりリンクしていると思うんですけど、やはりいくつか理由はあると思うんですね。建物の更新状況だけではなくて、もちろん面開発するときだとか、非常に高い建物が建ってきたりとか、そういった潮流と同時に利用者層、例えば海外からの利用者の方が増えたりとか、通りのにぎわい性が若干陰りがちだとか、今回の景観で美しいまちをつくっていくというところのみならず、目標に掲げておられるように、やはり生活しやすい、誇れる大阪をどうつくり上げていくかというのがキーワードになってきますので、単に美しい、デザインをよくするのみならず、やはり今いわゆるエポックとして過渡期が来ているという背景のもとに大阪市は頑張ってきましたんでね。古くから条例ではなくて美観誘導も含めてやって

きている中で、今この時期にやることが必要だということもしっかりと内外に訴えていく必要があるかと思うんですね。

ですので、もっと景観に対する人手が必要であるとか、もっと取り組んでいかないとダメだとか、そういうところに時代の変遷と同時に、景観施策というのが市にとって非常に目玉的なものであるという位置づけを私はどんどん書いていってほしいなと思っているわけですね。

最初に意義があって1ページですか。大阪市における景観形成の意義は、昔からこういうことを言っていますので、景観に携わっている者にとっては、大体このとおりでしょう。だけど、それを今回3ページに書かれている現状でしっかりとここをもう一回見直す必要があって、今回重点地域も含めてもっと景観的に頑張っていくんだぞという意思表示だと思うんですね。ですので、市政として担当するマンパワーが必要だとか、しっかり取り組んでいくために6章、7章で書いていくようなことに係ってくるわけですけど、そういうことを市民の人にもわかってもらわないとダメですし、事業者さんにも団体さんにもわかってもらわないとダメですし、そういうところをみんなでやっていくみたいな意志表明が書けていたらそれでいいと思います。漠然とした話になりました。

○澤木委員長

時間的な目標の話から少しずれたとは思いますが。

中嶋委員から、ありますか。

○中嶋委員

時間的な目標について、年限を書くのは非常に難しいと思うんですけど、とは言えせっかく新たに景観計画をつくられるに当たっては、やはり効果の発現みたいなものですね。できるだけ効果が発現しやすいような施策の進め方というのはあると思うんです。できることは何なのか、早い時間でできること、長期的にやっていかなければいけないことという意味で、例えば施策の4番、6ページからある施策の課題の中で、効果が発現する時間軸みたいなものも念頭に入れながら、制度をどう運用していくか、組み立てていくということも大事なのかなと。

どれも長期的にやらなければいけないことなんですけれども、その中でもやはり時間の長短というのは当然あるし、何が一番効果が上がりやすいのかということも常に考えていかなければいけないので、その辺を考えながら進めていただければ、時間についてはそれでいいのかなというふうに考えます。

○澤木委員長

ありがとうございます。そのほかの方からいかがでしょうか。

答申案の16ページの第4章、景観施策の展開に向けての、2番の「見直しと進捗管理」の②でPDCAサイクル、必要に応じですけれども、文言はあるのですが、今出てきたようなお話ですね。少し時間的なスケールで目標を設定し、それも長期のものもあれば短期というか、すぐやっていくようなものもあるだろうという。その辺がないとPDCAがなかなか回せないですよ。それがないとすると、ここに書いてあるのは、単年度施策をそれぞれ毎年、今年事業を採択すれば、それができたかどうかという時間断面のPDCAしかできなくなってくるので、ここでは何年かおきにまたこの景観計画全体も見直す必要があるというトーンで書かれていますから、そのベースになるような、そういう時間軸系の目標といってしまうと変なんですけど、進行管理上のロードマップといいますか、そんなものがある程度要るのではないかなと思うので、答申にすればそういうのをつくりましょうというところを書き込むんですかね。

PDCAをやっていくにあたり、今出てきた御意見の部分、進捗管理に関連した見直しも含めていただくような内容を答申案に盛り込んでもいいのかなという考えを持ちます。

○事務局

もう1つ質問いただいた文字の話ですね。正式に辞書で調べますと生活の「活」というのは普通は使わないと出ているんですけども、ただほかの景観計画とかマスタープランとかを見ていると生活の「活」を使われているんです。

その辺は答申ですので先生方がどちらがいいか、今は生活の「生」で、常用漢字は「生きる」だけなんで、あえて「生きる」にさせてもらっているんですけど。

○中嶋委員

平仮名でもいいんじゃないですか。

○加賀委員

なるほど。平仮名か、いいですね。

○中嶋委員

平仮名は割と最近をよく使いますね。

○事務局

御意見ありがとうございます。平仮名についても検討します。

○澤木委員長

そしたら橋寺委員、お伺いしたいと思います。

○橋寺委員

答申としては、まとまってきているので大筋こういう感じではないかと。答申ですから、細かいことを書くものでもないと思っていて、骨格を書けばこういう感じではないかと思って読みました。

先ほど時間のことが出ていましたけれども、そういう意味で骨格を書くとなると、余り細かいことを書くというのではないと私も思います。

細かくいろんな施策や、今後やること、今まで全くなかったものがここに盛り込まれているかと言うと、そうでもない気もするんです。でもうまく動かなかったものや実際には目立たなかったものというのが大分あるようで、そういうのをうまく動かしていけばよりよくなるのではないかと。だからそれがスムーズに動くようにしていきましょうということを、全体としては言っていると思っていて、ということは今まで制度としてはあったけれども動かなかったものをどうしたら動かせるようになるのかというところ。先ほど下村先生がおっしゃったみたいにやっぱり人の力が要りますとか、組みかえが要りますというのがあると思うので、そういうところを積極的に入れるといいのではないかと思います。実際には計画で具体的に、次の段階でやっていけばいいのではないかなという意見を今回読ませていただいて持ちました。

○澤木委員長

ありがとうございます。人の話、先ほど下村先生からもありましたけれども、これも16ページ一番下の行ですかね。庁内の推進体制の充実というところに「体制」という言葉で、「人員を増やせ」とまでは書いてないですけど、体制という言葉は一応書いていただいているので、もう少し事務局といいますか推進体制をバックアップするために委員会としてもうちちょっと踏み込んだ表現にするといいのかなと思いますけれども。

そうしましたら中嶋委員、お願いします。

○中嶋委員

非常によくまとめられていて、問題ないというふうに思います。まず、言わせていただくとしたら、せっかく景観施策が体系化されて全体像が非常にわかりやすくなったんですけれども、それに対して、ここに書き込むかどうかはわからないんですけど、やっぱり窓口のわかりやすさというか、それを申請する方々ですね。事業者さんであったり、市民の方々がワンストップとは言わないですけども、ものをつくるときには景観だけじゃなくい

ろんな行政機関と関係してくるんですけど、その中でどういうふうに市民に対してわかりやすく一元的に理解されるかという、そういう組織の組み方というか窓口のつくり方を庁内の組織とはまた別に考えていただく必要があるという気がしてまして、窓口があっちに行ったり、こっちに行ったり、あるいは確認申請と一緒に景観も申請したり、あと道路とかも申請したりという、非常に順序的にわかりにくかったり、どっちに先にいくべきか。こっちでいいと言われているのにそっちでだめだったとかはよくあることですけども。受け手側のフローみたいなもの、そういうものをきちんと大阪市としてつくっていただきたいので、それもまた課題として、将来的なところの中に書いていただきたいというのが大きな願望です。

後は非常に細かいところですけど、6 ページのところで気になったのは夜間景観とか重要建造物、重要樹木、それが大規模建築物等に対するきめ細やかな景観誘導のところに入ってきて、あともう1つ気になるのが7 ページの上の方に公共施設が戦略的な地域の重点的な景観誘導のところに入っているんですけど、ここにこの項目が入っているのが違和感があるというか、整合性というのが気になったので、後ろの課題に対する基本的な考え方や施策の展開と合わせて、これらの位置づけを、ここに書いていていいのかを御検討いただけたら。どこに入れたらいいのかというのは、この位置からすると6 ページから8 ページの1 から6 までの中にはなかなか思いつかないですけど、ここにあることに違和感を覚えています。

以上です。

○澤木委員長

はい、ありがとうございました。この点、事務局何かお考えありますか。（2）は大規模建築物等の、多分「等」に含まれているということになると思うんですけど、ここをもう少し具体的にパラレルで建築物と何かみたいに並べて書けば印象は変わりますかね。下の（3）は「地域等」なんですけど、「地域等」に重要公共施設が入ってくると空間スケールが（3）には合わないんですけども。

○中嶋委員

今、委員長から言っていたように「大規模建築物等」のところが「等」だけじゃなくて、（3）が面的な地域という話なので、（2）がいわゆる個別の建築物とか土木構築物というイメージなんですけど、そういうわけではないですか。

○事務局

2が広く市域全般に渡るもので、3番が特に重点的にやっていくエリアの内容ということで整理させていただいたんです。我々も悩んだ結果こちらに置いたものの少し違和感は感じてはいたんですけれども。

○澤木委員長

公共施設はむしろ道路みたいな、面までは行かないけどエリアの分布があるようなイメージになんですかね。後のほうで三休橋とか名前が出てきますけれども。公共施設とか団体なんかの建物のイメージで。

○中嶋委員

建物のイメージで、道路とかのイメージではないんですけれどね。（2）だと橋とか道路とか公園とか書いているのですが。これは「公共施設」という言葉でいいのか……。

○事務局

「公共施設」というところは誤解を招かないように表現を補足するとか、考えたいと思います。

夜間景観は「大規模建築物等」のところに入っているのは違和感があるということですか。

○中嶋委員

いや、タイトルが「大規模建築物等」なので、大きな建物に対する話がこの項目に書いているのかなと思っていたら、別に大規模に限らないですし。

○澤木委員長

タイトル名が体をきちんと表していない。

○事務局

3ページ以下に「風格ある」とか「歴史や文化を受け継ぐ景観」とかその中だとまずいですか。

○中嶋委員

現状の課題と施策の課題で。

○嘉名委員長職務代理

私なりの理解で言うと、（2）というのは底上げ系の施策で、（3）は顔づくり系の施策ということですよ。大阪市はそれぞれやってきていたけれども、今回それを体系化、一体化するというか、そういうところが今回のポイントだということで、（2）についてはそれぞれの底上げ系の施策で課題はありますと、例えば、なぜここに夜間景観が入っ

ているかというところでは夜景の誘導基準がなかったからということですよ。だから顔づくりのところでは、例えば御堂筋とか、そういう公共施設なんかを利活用して、地域の景観の顔になるようなものをもっとつくっていかうとか、そういうことなんですね。だから、内容はこれで合っている気はするので、（２）、（３）の表題を変えて、ここにおさまっていることがしっくりする表題に考えた方がいいという印象です。

以上です。

○事務局

ありがとうございます。しっくりくるタイトルを考えたいと思います。

○澤木委員長

それと、公共施設の用語の使い方の部分をもう少し誤解を招かないようにしていただければ整理がつくのかなと思います。

田中委員、お願いします。

○田中委員

全体的にはわかりやすくなっていると思います。いつも気になるのが、景観に重要な建築物とか樹木を保全するというのが出てきてはいるんですけども、先ほど橋寺委員が、制度としては前からあったけど、余り使われてないというか、近代建築もどこもそうですが放っておくとどんどんなくなってしまうので、そういうものをどうするのかというのが薄まってしまっていて、薄まったらどうするのかを考えるべきだとずっと思っていたんです。例えばインバウンドで外国人観光客が非常に増えていて、大阪は今まで素通りされていたのが、あちこち行くのに便利だということもあってホテルはいっぱいだという話を聞いていますし、すごいチャンスとは思うんですね。大阪に一回来てもらってもう一回来たいと思わせるような、そういう施策を考えていくのかなというのはあるんです。

話は変わりますが、私の大学は留学生が非常に多く、ゼミにも何人もいますからよく大学生を連れてあちこち行くんですけど、新しい建物には全然関心がないんです。例えば中国人とかだと大規模開発を見ても、もっとすごいのが中国にあって日本で一番大きな何々とか言っても、そんなの大したはことはないみたいな感じで余り関心は引かないんですけど、古いものは、中国ではどんどんなくなっているのですごく関心が高いというか、日本はよく残っているというので熱心に見てくれるという、そういうことに最近気がついて、観光客もそういうところがあるのではないかと。ですからこの計画の中で、今後できるものについて景観を形成していくよう誘導していくことはとても重要なんですけど、

もう一つは今ある文化とか歴史を表現しているものを守っていかないと、らしさというのを残していけないので、両輪じゃないかというふうに思うんですね。それらについては、あちこちいっぱい散りばめられてちゃんと書かれてはいるんですけども、先ほど中嶋委員がお話になったように大規模建築物等のタイトルの中に入ってしまうと重要性がわからないというか、残っていて本当に大事なんだけど民間のもので役所がどうにかするわけにいかないですし、そのあたりをどうするのかを今後もっと考えていくとか、そういうのを入れてもらえると大阪らしさをちゃんと残しつつ新しい景観をつくっていくという方向に行くんじゃないかなと思うので、検討していただければありがたいと思います。

○澤木委員長

ありがとうございます。今の該当する場所は、13ページの④の最初になりますね。「景観上重要な建造物や樹木については」、景観上というのはこの計画の性格上ついてくるんですけども、そこをインバウンドの人向けにも、価値観が違ってもいいかもしれませんが、インバウンドは古いものに価値があるという見方をされている可能性が、ここでは今までの我々の考え方という価値のある地域景観資源になるようなものを中心に書かれていますけども、ここに大きな方針が書かれているので、もう少しこの辺を強調していくような御意見だったというふうに承りましたけども、事務局はいかがですか。

○事務局

そうですね。景観重要建造物については先ほどのお話ですけど、今指定実績がゼロということではどうしたら指定していけるのか、所有者の方にどうメリットを感じていただけるのかというところをもっと力を入れて考えていかなければいけないというのは認識として持っているところです。それをここの方針にどう書いていくかですね。今、ぱっと答えが思い浮かばないですけども。

○川田都市計画局長

13ページの④の部分と、4ページの(3)の歴史とか文化を受け継ぐ景観の部分、それらが田中先生がおっしゃったように両輪ですと。そしてもっと位置づけとしては重たいと言いますか、その辺の思想性を4ページの(3)ぐらいに。ここでは単体の建物を「文化は大事です。」とパーツだけの説明をしている感じになっているんですけど、4ページのところをもう少し上のレベルで、新しいビルの景観誘導と合わせてこういうものが非常に大事だといった思想性を書いて、13ページのところに補足するような書き方でどう

かと感じました。

○田中委員

ありがとうございます。そういう内容と、先ほどから時間軸の話が出てきてるんですけど、新しい建築物が建ったり開発が行われないと規制、誘導もできないので、毎年100件ずつとかいうことはできないわけですが、景観上重要なものはもう既にあるものなので、ある意味なるべく早くやっていくということで時間軸の中では早い方だという位置づけになると思うので、そのあたりもさっきのお話の中で、具体的にいつまでにというのは書けないと思うんですけども、早くやらないといけないものと民間の動向を踏まえてとか、そういう内容があるんじゃないのかなというふうに思います。

○澤木委員長

ありがとうございます。先ほどの歴史とか両輪であるという話。局長がおっしゃった4ページもそうですけれど、ここは現状と課題のところなのでどちらかというと施策展開のほうにしっかりと強調したいということですね。そうなりますと9ページの景観形成の基本的な考え方というところに通じると思いますけれども、一応(1)の景観形成の目標のところでも都市景観の特徴4つの中に歴史・文化というのが入っていて、それからその下の景観形成の基本方針もこの4つを受けて、景観形成の基本方針としていくということになっているので、目立ってはいないけれども書かれてはいる。その後の具体的な施策の12ページ以降のタイトルを見ていくと、その辺が見えにくくなって新しく建つ建物を景観誘導する側面が前面に出てきてしまっていて、歴史的な保全系のところは13ページの④のポイントでしかないみたいなのが、そういう印象を受けてしまうところだと思いますので、そこをないがしろにしていけないとわかるように、9ページあたりに工夫すると違ってくるのかなと思いました。

○事務局

施策のところは13ページになりますので、今おっしゃっていただいたように、それにつながっていくところは最初の課題の10ページの(1)の5つ目には書いてあるので、そこをもう少し保全の重要性みたいなのところも盛り込みながら。

○澤木委員長

10ページの2番の(1)あたりですかね。地域の特性というところを。

○事務局

はい、充実していくことで考えていきたいと思います。

○澤木委員長

ありがとうございます。

下村先生。

○下村委員

今、少し緑の話も出てきましたので、緑の話ともう1つ、2つほどお話させていただきたいと思うんですけど、1つは、重要樹木の指定が遅れているというのはどこでもそうなんですけど、10ページも地域特性を書かれているところに、やはり生態的に重要で、景観的に重要な大きな樹木が今後指定していく可能性のある樹木だという認識で、確かに間違いないと思うんですけど、御堂筋の4列植栽のイチョウ並木がなくなってしまうたら大変なことになると思うんですね。ですから重要な樹木が何なのかということは、違う部局ですが、保存樹、保存樹林とか生態的に豊かだとか立派なというのはたくさん指定されている中で、景観ではどういう樹木を自然物として生かしていくのかという切口で言うと画期的な話になってくると思いますね。そういう指定基準を考えていかないといけないということで公的緑のみならず、民地側の緑の重要性や保全していく必要性というのを先ほど澤木先生がおっしゃっておられた10ページの(1)のところに、もう少し盛り込まれてもいいのかなというふうに思いました。

特に緑の話で言いますと昭和50年代後半ぐらいからですかね。都市緑地保全法がいわゆる民間緑化推進というのを打ち出してきた時代から、行政のみならず民地側の緑化をどうしていくかと言われてもう何十年も経っているわけですけど、今は緑地法にかかわって見直しされているところが結構多くなっていますが、やはり特定街区や総合設計制度といった都市計画の制度や建築の制度を使いながら公開空地を設けたときの緑化デザインをどうしていくか、これは担当ではないと思うんですが、そういうものも合わせながら景観というのは形成されていくと。もちろん上町台地といった地形がベースになっているというのはわかっていますし、建造物が非常に重要なんですけど、添える景色としてやっぱり自然物である樹木とか水とかそういうふうな様相をいかに生かしていけるとかということは、良好な景観形成の非常に重要な観点になってくると思うんですね。ですから地形処理、それから上物としての建築物と、それ以外の上物整備もきっちりと景観の中で指導ができるかということが大事になってくると思いました。

敷地の面積によって担当部局を大阪市は変えている、500と1,000で変えているんじゃないですかね。その中でどうやって、例えば公開空地の部類を指導していくか、特

に総合設計制度が大阪市では多いので、そのあたりの対応が景観形成の重要な観点になってくるんじゃないかなと思います。（１）のところで書ければということが一点です。

もう１つは、長くなって申し訳ないですが、１６ページの第４章の一番下のところに先ほど申し上げた、市内の推進体制、私はこれが非常に大事だと思っていまして、ここの最初に「今後、総合的・戦略的な観点」これをどこまで具体的に書けるかというのはなかなか難しい点はあるんですけど、例えば大阪市のビッグプロジェクトに景観が入っていけるかどうかなんです。そういうムーブメント、エポックがあったときに、景観も非常に大事な一つで、都市計画絡みの話では、建築絡みの話も含めてですけど、そういう基準が必要なんですということを、戦略的に訴えていかないと。網を広げて何か開発が起こるのを待っているというのがゾーニングの考え方で指定基準を決めていくんですけど、何かイベントがあったときにそこに入っていくという、なかなか難しいですけど、それが、私が思っている戦略的な話なんです。ですので、具体的に書けないかもしれませんが、大阪市内におけるいろいろなプロジェクトが発生する折に建築基準法とか都市計画法のみならず、大きい面だったらアセスがかかったり、大阪市内ではなかなかないと思うんですけど、そういう基準の中に「景観」というキーワードが盛り込んでもらえるかどうか。

最初に手をつけるときに景観も必要なんだというのが大分浸透してきていると思うんですけど、建築の質的なところ、そこに入っていけるかどうかというのが先ほど申し上げた戦略的なので、ここに形容詞がつけられるかどうか。ちょっと思い浮かばないですけど、戦略的な意味というのはそういう意味だというふうに思っております。感想じみた話で申し訳ありません。

○澤木委員長

ありがとうございます。この答申は景観施策を総合的戦略的にというふうにつくられているんですけど、下村委員のお話は大阪市全体の施策の戦略の中に景観というのは重要なタームとしてきちんと位置づけられるようにという、そういう意味ですね。同じ言葉なんですけど主体が違うというか、そんな御意見だと思いますが、何かコメントされますか。

○川田都市計画局長

現実で言うと、これをきっかけにそういうことをやりたいと思っていまして、特に戦略的位置づけのエリア、６ページの（３）の戦略的な位置づけがある地域等における重点的な景観誘導のところで、計画案の分厚い資料で言うと３８ページぐらいに、例として、エリアとか筋とか沿道とか挙げていますので、どういう手法でやるのかはあるんですけど

も、こういうエリアにかかわるプロジェクト関係であえて言うと、せっかく我々が景観誘導しているのに他部局で歩道に駐輪場をつくって駐輪対策をするとか、やっぱり不一致になっている部分はあるんです。そういうことはなくしたいと思っているんですね。こういう戦略的な位置づけのあるところは景観についてもちょっと重く皆さんに理解してもらえような庁内の仕組みというんですか、それはやりたいと思っていまして、ここにどう表現するかということは別にしてそれはやっていきたいと思っています。

○澤木委員長

ありがとうございます。庁内連携というか、職員の方が各部署で景観の意義というものを理解といいますか、共有というか、そういうものが大事であるということにつながっていると思います。

嘉名先生、いいですか。

○嘉名委員長職務代理

私は、2つありまして、1つは1、2、3ページぐらいだと思うんですけど、最後の提言とか方針には直接入ってこないところで、すごく誠実な方がこの答申案をつくられたんだという感じがするんです。要は課題が多いみたいな感じのことを書かれていて、それはそれでもっともなんですけど、私はここ何年か建築学会で景観法10年の検証というプロジェクトに関わっていて、やっぱりこの10年でかなり変わったと思うんです。つまり社会潮流とか市民の方の意識とかで、戦略的に景観の話も施策としてやるべきみたいなことも、多分10年前はそれをやろうと思っても、なかなか市民にそれを共有してくれる意識の土壌がなかった。でも今ならできるみたいなことがあって、何か社会が変化していますよ、景観に対する意識みたいなものがますます重要度を増しています、みたいなことをさらっとでいいので、どこかに書いておいてもらえるといいのかな。もちろんいろんな施策体系があって、そのことに対して少し整理統合していくような側面もある一方で、やっぱり世の中が変わってきていて、そのことに対応して景観施策も見直していく必要がある、あるいは進化していく必要があるでしょう、だから見直すというか、進化とか発展とかそういうことが少し見えるといいのかなと。

課題なんかは、やや自虐的に書いておられる感じがして、逆にすごく的確に分析されておられるからそういうふう思うんですけど、全部時代のせいになされているような課題の書きぶりで世の中が変わったから対応しますみたいなことで全部片づけられていると、何だか逃げ腰だという感じがするんですけど、逆に今の制度の課題をきっちり言って

いただいている分、逆にその社会潮流への対応みたいなことも少し触れていただいているほうが適切なのではないかという印象がありました。別にここにまとまってということではないんだけど、世の中が求めているものが変わっているということを少し明確に言っていた方がいい、そういうことが一つありました。

それからあともう1つは、先ほどから13ページ④、景観上重要な建造物や樹木の保全というところが議論になっていましたけど、この下に「視対象としての景観保全」というのがあって、これ何かすごく据わり悪くないですか。この①、②、③の次にこの括弧書きがあるんですね。例えば12ページの①のところには括弧書きが3つあって、大規模建築物と重点地区とエリマネ地区という、これは並列的な扱いっぽいでしょう。それが④になると重要建造物、樹木の話があって、視対象としての景観保全でポンと来る感じ。これは多分非常に苦しいというか、どこに入れるのかすごく迷われたのかなという気はするんですけど、何か据わりが悪いんだとすれば、「その他」と言うに変ですけど、何かそれ以外に景観の質を高めていくような重要な施策も考えるべきであるみたいなことにしておいて、その中に例えば眺望とか、視対象の保全みたいなことも今後考えていったらどうでしょうか、みたいな感じにしておいた方がいいのかなという気がしたんですけど。

これを削除しろという意味じゃなくて、ポジションがよくないんじゃないかという感じなんです。

以上です。

○事務局

ありがとうございます。今御指摘いただいたとおり、どこに書いたらいいのか、かなり悩んだ結果、特出してタイトルつけて書き込んだ形になっています。今御提案いただいたとおり、検討したいと思います。ありがとうございます。

○澤木委員長

ありがとうございます。これは、この前の現地調査の結果で出てきた分ですよ。

○嘉名委員長職務代理

夜間景観と同じような位置づけだったのなら、夜間景観の後に来てもいいかもしれない、とは思いました。

○下村委員

ほかの先生の御指摘と同じ箇所ですけれども、ここの意味は視対象が大事だということと、それを望見できるということで、視点場の環境整備も必要ですよということ

を書けたら書いておいていただきたい。景観の縛りではなくて、風致がかかっていたり、都市計画決定をしている公園であるとか、他制度により視点場の環境が担保されているとちょっと難しいんですけど、景観の方で、例えば眺望景観を保つために、視点場の確保というのを何かで書き入れられないかなということです。公共空間からの望見性を確保するための取り組みというのは多分それにもかかってくると思うんですね。もちろん引き空間の中で高い建物がぼんと建ったらそれで眺望は狂うんですけど、そういうのでない、もう少し視点場周りの環境ですね。汚いところからいい景色見ても仕方がないので、きれいな景色を見るときにはきれいな場所から見たいと、何かそういう発想が盛り込めたらありがたいという次第です。

○澤木委員長

ありがとうございました。

どうぞ、中嶋先生。

○中嶋委員

よろしいですか。あまり「その他」にはしていただきたくないというのがありますので、やっぱり特に都市部の景観の中で眺望というのはどこの世界都市でも考えられている一つの景観の捉え方なので、例えばロンドンだとセント・ポール大聖堂が見えるように戦略的な眺望というのがあったり、そういう意味では今後検討していただきたい重要な項目なので、⑤ぐらいでそういう総合景観というんですか、戦略的眺望景観というふうに、ロンドンは「戦略的」という名前がついてますけれども、そういう戦略的眺望景観の補填整備みたいな形で項目立てていただければと思います。

○澤木委員長

ありがとうございます。眺望景観のものと、下村先生はその眺望する場所の環境整備を含めて。

○中嶋委員

むしろ戦略的眺望景観というのは、視対象というのも明らかに残されているもので、それがどこからどういうふうに見えるかということを検討していくので、むしろその視点場であったり、その見え方自身をどう整備していくかという問題なので、当然視点場の話が一番重要なものになるかと思います。

○澤木委員長

はい、どうぞ。田中委員。

○田中委員

景観重要建造物や景観重要樹木もまだ全然指定されていない状態で、むしろもうはっきり大阪城をもっと見えるようにするとか、書いてもらったほうがみんなもなるほど思ってくれるんじゃないかというのが私の感想というか、OBPも計画するときはちゃんと見えるように配慮しながら計画が行われたと聞いていますので、一部ではまだ大阪城が見えるところも残されていますし、そういうのをもっと大事にしようという方向を書いてあると、大阪の人は「ああ、そうなんだ。」というふうに思ってもらえるんじゃないかなと思います。

○澤木委員長

はい、ありがとうございます。

岡田委員、今遅れて来られたんですけど、今資料2の今後の都市景観施策のあり方についての答申案について、是非も含めて一通り御意見を伺って、そろそろ終わりになっているところなんですけど、説明はお聞きになってませんが、事前にご覧になったりしている印象で御意見があれば。

○岡田委員

今のところ特にありません。

○澤木委員長

よろしいですか。ほかの論点もありますので、進行の関係もありまして、特にという御意見が皆さんからなければ今までいただいた御意見を取りまとめて、事務局に検討していただく形で、次の論点に移りたいと思いますけどよろしいでしょうか。

たくさん出てまいりましたが、答申案の前の方から順番で言うと、最後の方で嘉名先生の御指摘のあった社会的な潮流といえますか、景観法が10年経って人々の景観に対する意識が変わってきているような話はひょっとしたら1番の最初の景観形成の意義のところにも少し、これは大阪市のことばかり書いてあるんですけども、景観というものを取り巻く環境の変化というものをもう少しこの辺に入れてもいいのかなと思ったりもしました。

それから6ページあたりのところが課題のところの(2)、(3)この少しタイトルのつけ方ですね。(2)は割と底上げ系の景観誘導していく話、(3)が顔づくり、先導的に引っ張っていくような、そういうところの景観誘導の話じゃないかということでちょっとタイトルを整理していただくといいかなと思います。

それから10ページのあたりの基本的な考え方の取り組みの方向性のところになりますけど、10ページの2の(1)ですね。このあたりに答申案、少し歴史的な、あるいは樹木の保全みたいな部分を少し強くするという部分と、下村委員からは緑について、民地の緑も含めてもう少し幅を持たせられないかという御意見をいただきました。

それから12ページの第3章の(1)の地域の特性を生かした、これは平仮名にしたらいいいんじゃないかという、「いかす」ですね。御指摘をいただいたところです。

今、最後論点になりましたのが、13ページの下の方の視対象としての景観保全というところで、これを少し眺望景観だったり、視点場を確保したり整備するという視点から、⑥番の夜間景観と並び立つような形の⑦番なのか、順番はわかりませんが少し項目立てをしたらどうかと。現在の13ページの書き方はむしろ景観重要建造物とか樹木がちゃんと公共の場所から望見できるようにという、そこから守っていくトーンが強いんですけど、大阪市全体の中での眺望景観という議論がまだできていない部分もありますけれども、その辺今後しっかりと検討していったほしいという点で、柱を1本つけ足したらどうかという御意見だったと思います。

それから飛ばしますが、第4章16ページですね。このあたりでは、最初の方にお話がありました時間的な目標とか進行管理という意味で2番の②あたりに時間軸系のことが入らないかということと、一番下の4番の市内の推進体制の充実というあたりに、しっかりと人員の確保であるとか、あるいは市内の連携といいますか、市内での景観の戦略的な位置づけみたいなものをしっかりとしていただけるような、そんなことを書いたらどうかという御意見が出てきたのかなと思います。

あと私の意見を言う機会がなかったんですけども、今回課題にあるように大阪市ではいろんな景観施策をしてきて、特に御堂筋とか先導的なところはかなり長い歴史でできていて、景観法が制定されて地域全体を景観計画区域にしたんだけど、一般の市街地というか市民から見ると、景観政策とか景観まちづくりってなかなか縁遠いものだったと思うんです。今後はこのように体系立ててやっていただいて、後は中嶋委員からも窓口みたいなもののわかりやすさという御意見がありましたけれども、市民自身が自分たちの地域資源を発見しながら、地域で主体的に景観まちづくりにもこの枠組みで取り組んでいけるんだよというのを用意されていると思うので、その辺が伝わりやすいような、これは今後のことでしょうけれども情報発信の工夫をしっかりといただければなという、答申ではなくて要望ですけども、答申案で言うとその意味では11ページあたりですか。

(3)に「市民や事業者の意識の啓発」という項目があるんですけど、それが結構おざなりの書き方になっていて、さっと通ってしまう文章になっているので、これは実際これから具体化していただく中でリアルなものになってくるとは思うんですけども、この辺をもう少し充実していただきたいというのが希望です。

今日たまたま午前中は兵庫県の川西市の景観審議会に出ています、そこでこの1年何をやってきたかという報告をいただいて意見交換してきたんですけども、その中で地域の子供たちですね、小学生とか中学生、主に小学生ですけど、そういう子供たちが自分たちのまちを歩き、どういうものが地域資源、景観資源としてあるのか、小さいときから自分たちのまちをよく見て、その愛着とか誇りを持つような、そんな教育とのリンクみたいなものも大事じゃないかという御意見をいただきました。大阪市でもそれは普遍的に通じる部分があるので景観セミナーみたいにイベント的なものだけではなくて、市民を巻き込みながら、学校教育との連携とかそんなことを具体的にこれから考えていけばいいんじゃないかなと思っています。答申の書き方はこのくらいしか書けないかもしれないです。少し市民レベルに景観計画というのを身近なところに落してくるような工夫がこれから大事ではないかなと思いました。

それでは、2つ目の論点で資料3の景観計画です。これの位置づけであるとか、景観計画区域、3つ目の論点ですけども細分化・重点化による区域設定の考え方、これは3月4日と9日の現地調査も踏まえて今日の案をつくっていただいておりますけども、このあたりについて御意見ありましたら、今回一巡でなくてお気づきの点がある方からで結構ですけども、御意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○嘉名委員長職務代理

これは確認なんですけど、区域の水面の扱いですが、河川は入っているんですよね。臨海のほうが陸地というか、土地で区切られているのに対して、川なんかはべた塗りされていますよね。水面の扱いはどういうルールかという確認です。確かに水上に構造物というのは、あまりないんだと思いますが、例えば水面に架かっている橋とかそういうのはやっぱり景観形成上、非常に重要で、そうであれば水面も含めてもいいという気がしています、その辺のルールとか考え方を確認させてください。

○事務局

水面についても区域に入っております、50ページ、届出対象の中で橋につきまして

は、基本届出区域では100メートル以上の橋、重点届出区域には50メートル以上の橋を届出対象にしています。

45ページでは臨海部は陸地しか色を塗ってないような印象になっているんですけど、海も含めて大阪市域全部という理解です。

○嘉名委員長職務代理

そうなんですね。それならそれで、それに対応した図の表現のほうが適切なんではないかなということです。

以上です。

○澤木委員長

ほかの委員の方からお気づきの件、ございましたらお願いします。

論点2では、景観計画が法委任事項だけではなくて、景観施策全体をまとめたものにして、この1冊を見れば大阪市の景観をどうやっていきたいかがわかるという、そういう冊子にしたいということで、景観法以外のところで変更が出てくることが想定されますから、それは定期的にどんどん改定していきますよと、そんな形の景観計画が妥当かどうかというんですけど、何か御異論がありましたら頂戴できればと思います。

それから3番目の細分化・重点化の区域設定は、これは4日、9日の現地調査に御参加いただいた先生方は大体論点がわかっていると思いますけども、特に都心景観形成区域につきましては、前は用途地域、商業地域で細かく規定していくということだったんですが、大きくJR環状線内側ということにしていますけれども、そこからはみ出る部分が、グランフロント大阪等がある部分と阿倍野のところ、どちらも都市再生緊急整備地域なので、その範囲が外側にはみ出すと。それから新大阪の北側につきましては大阪の顔といいますか、業務系の市街地ができていますのでそこは取り入れていこうと。ただし容積600%以上の指定の部分を持った形でやってきています。

それから以前は上町台地というのは4つ目の地域区分だったんですけども、上町台地軸として、軸というものに対して少し御異論もあるという説明がありましたけれども、方針などを上乗せする軸として位置づけようというところですよ。これも余り説明はなかったんですけども、上町台地らしい部分、帯の幅をどこにするかというのも現地調査をした後、議論をし、天王寺駅より北側は松屋町筋から玉造筋の範囲。それから南側は阿倍野区、住吉区の西側の区域、それから東側は割と上町台地がゆるやかに下がっていくので、標高でとるとかなり広がるんですけど、あべの筋あたりの少し歴史的なコミュニティ、そ

れから緑とか池とか空地のある雰囲気が残っているところに限定するみたいな形で今回区域設定しているところです。このあたりにつきまして、御意見がありましたらお願いしたいと思います。

○事務局

すみません、補足で。大阪駅北側の都市再生緊急整備地域のところなんですけども、ここは4日、9日の御議論の中では都市再生緊急整備地域でという御意見をいただいていたんですけど、がたがたしているところがあるのと、スカイビルあたりにもあるので、少し高速側の道路できれいに囲ったあたりになってまして、修正してまいります。

○澤木委員長

茶屋町なんかは入っているという理解でいいですね。

○事務局

茶屋町は入って、新御堂までです。

○澤木委員長

新御堂まで入っているということですか。西を広げられたということですね。

またお気づきのことがあったら御意見いただくということで、論点4も一緒に時間の関係で進みますけれども、これは景観計画区域における景観形成基準の見直しの方向性ということで、これ具体的には次年度以降詳しく御検討いただく部分ですけれども、先ほどは非常に簡単な説明でしたので、この辺を議論してほしいということがありましたら、少し追加説明していただきたらと思いますけど、いかがでしょうか。

○事務局

はい、4つ目の論点のところにつきまして、少し説明をさせていただきます。

今おっしゃっていただきましたように、今後具体的な施策の内容を事務局で作成するということになるんですけど、1つ、紹介できていない資料で参考資料の5という資料がございます。全体イメージをもう一度御確認いただければと思うんですけど、これ今左側が現在の施策体系で、緑色のところが景観法に基づくところ、青色のところが条例のところ、水色のところがその他要綱みたいなところ。右側は見直し後の施策体系ということで、変わったところを赤字で示させていただいております。

今後、一番上の1の①、建築物等の行為の制限の基本届出区域の細分化、あるいは重点届出区域の指定というところに左から矢印が伸びてきていますけれども、景観法あるいは条例、要綱にあったものが、景観計画にがさっと移ってくるというようなたてつけになっ

てまして、そうしますと一定法的拘束力を持つてくるところが前提にあるということで次回以降、この基本届出区域とか重点届出区域の方針とか基準とか、また事務局案をつくっていく流れになるんですけれども、この中で事務局が悩んでいるところがございます、例えば建築美観誘導制度につきましては、制度ができてから30年以上経過して、30年経ったことで時代の変化とともに少しまちなみも変わってきているところがあったり、屋外広告物についても建築美観誘導制度と屋外広告物ガイドプランが交わるところで将来像の異なる制度が重複しているところがございます、そこをどう考えていくべきかということを整理していく必要があるかなと考えています。

もう1つ説明させていただきます。例えば建築物の壁面後退ですね。建築美観誘導制度のところにつきましては、例えば御堂筋は2メートル、なにわ筋は敷地面積が500平米を超えるものは4メートル、街路から後退してくださいというような基準を設けているんですけど、これを法的拘束力を持つ景観計画に位置づける場合、どう整理していったらいいのかというところが一つ真剣に取り組まないといけないと思っているところです。

また、参考資料7の景観施策が重複する部分の取り扱いについてというところで、例えば屋外広告物につきまして1ページの下3分の1ぐらいにあるんですけれども、屋外広告物ガイドプランとの重複の例ということで、例えば御堂筋、堺筋の建築美観誘導基準と道頓堀川沿いの屋外広告物ガイドプランのビジョンというのは、それぞれ大きく異なっている状況であります。そういったところを今後どう考えていったらいいのかなと、今ばくつとした内容で非常に恐縮ですが、どう整理するかをきっちりと固めてから検討しないと全然違う方向に行ってしまうことになるので、今後、方針や基準を定めていくときの大きな論点といいますか、大きな方向につきまして、もし意見がございましたらいただければと考えております。

以上でございます。

○澤木委員長

はい、ありがとうございます。いかがでございましょうか。議論しだすと実際にどういう地区なのかというのを踏まえて、こういった委員会というよりも、もう少しワークベースで細かく詰めていかないといけない部分の話が結構あると思いますけれども、今の2点。1点目は最初、嘉名委員が質問されたことと関係していて、要綱、条例だったものが公的に位置づけられてやっぱり拘束力を持つというところで、これまでの運用実態を踏まえつつどうしていくかという、政策決定にかかわる部分にも関係していますね。

そういった話と、2つ目が重複の部分ですね。どちらを優先するのかみたいな話になるかもしれませんが、何かございましたら。

○嘉名委員長職務代理

1つは要綱を法令条例の中に組み込むということなので、もちろん基本的にいいことだと思っているんですけど、一方で要綱の良さがなくなるのも確かであるということですよ。そのことを一つ考えるというのは今後の課題ということなんですけど、建築美観誘導制度を考えるに当たってはその制度をつくられた頃と相当状況が変わっているということですね。美観誘導の当時の議事録なんかも私読んだことがあるんですけど、やっぱりペンシルビルをいかにやめさせるかみたいなことが非常に重要で、だから景観という言葉を使ってなくて建築美観誘導なんです。だから単体の建築物としての、余りみすばらしいビルを建てさせないみたいな、そういう考え方が思想としてはっきりあって、多分これ基本的には景観計画の横滑りというわけにもいなくて、要は考え方がやっぱりちょっと違ってきているんだと思うんですね。つまり、街路景観としての集団的なまとまりみたいなことを概念的には持ってくるというんですかね。そういうことにもなってくる。だから建築美観誘導制度を引き継ぐ部分はあるんですけど、やっぱり新たな価値観として捉え直すというのが一つ考え方としてはあるのかなという気がします。500平米を対象として多分、当時の設計思想としては500平米以上で、総合設計を使うように要は敷地をまとめる。共同建て替えさせるみたいなことが前提で、公開空地ができるんだったらそれを沿道部に持ってこいという発想でできていたと思うんですね。それは今後、建物が沿道で建て替わっていくときにも、もちろん誘導はしていく方法はあると思うんですが、景観という考え方で言うと、相当建てかわっている路線とほとんど変わってないところがあって、そういう政策誘導が現実的にあったところと引き続きやるべきところ。あるいは役割を終えたところというような仕分けをしながら考えていくのかなということと、あと壁面後退についてはやっぱり街路景観上有効かどうかというところで判断すべきで、壁面後退についてはほかにもいろいろ方法がありますよね、地区計画でやるとか。その景観以外の要素も多面的に入ってくる誘導などであれば別の方法でアプローチするべきだと思うし、やっぱり景観上セットバックすべきである、あるいは高さを制限するべきであるとかね。そういうことであればこの景観計画の中に盛り込んでいくというのは妥当なんじゃないかなと思います。路線ごとに少し見ていかないと結論は出せないかなという気がします。

以上です。

○澤木委員長

ありがとうございます。そのほかの委員の方、いかがでしょうか。あるいはこういう点をこれから具体に見ていく上では課題ではないかという事務局の説明以外の部分の届け出の決定ということになりますけど。

○阿部委員

恐らく計画に盛り込むことによって、こっちの計画案の48ページのこの手続に基本的に乗せていくということになると思うんですけども、それはそれでいいことなんですけど、今の状況ですと、事前協議にかけられる時間というのがかなり限定されるだろうと。昔のようにだらだらと事前協議やっていくというのがなかなか難しくなっていて、早く処分打ってくれというふうに業者が言ってきたら、そっちに行く方向に多分ならざるを得ないと思うんですね。そういう中で、届出から審査までの審査期間とか審査基準とかもかなり明確化していく必要が出てくるでしょうし、この手続を実際にまさに法手続としてやっていく中で、行政手続条例の趣旨がぱっとかかってくるわけですから、結構限られた期間でやって、昔は時間をかけていわゆる誘導というようなやり方が使えたのが、これからはあるところで誘導でなくてまさに命令という方向に行かざるを得なくなってくる点については、かなり腹をくくる必要があるんだろうなという気はします。そのためには後から突っ込まれても耐えられるような基準を定めておく必要があるんだろうというふうに思います。

○澤木委員長

はい、どうもありがとうございます。そのほかの委員の方々、よろしいでしょうか。

田中委員。

○田中委員

参考資料7の1ページのところに屋外広告物ガイドプランとの重複のことが書いてあるんですけど、ガイドプランにむしろ景観計画的な内容を盛り込んでいく方向というのはないんですか。

○事務局

仕組み上は景観計画と屋外広告物との整合の取り方は、いろんな整合のとり方があるだろうと思っています。例えば御堂筋と道頓堀川が交差するところに建っているビルの広告物をどう誘導していくべきかみたいな、極端な話そういう議論になるのかなと思っています。どっちに揃えるかというのをどう決めていくかみたいなところがあると思っています。

す。

○田中委員

だからむしろ景観計画を重視して、ガイドプランには、この区域を指定したことを踏まえて、そこはこの基準でやってくださいみたいな方がわかりやすいかなと思います。

○事務局

景観計画に屋外広告物の基準を位置づければ、それが屋外広告物法に基づいて、本市の屋外広告物条例にその基準がそのまま連動する形になるので、屋外広告物条例で許可を出すという仕組みになっております。

○澤木委員長

基準をどっちに合わせて決めるかというところで悩んでいるということですね。

橋寺委員、どうぞ。

○橋寺委員

はい。今のお話に関連してですけれども、参考資料7で、特に今具体的なお話が出ているところというのは、道頓堀川のコンセプトと御堂筋に対するコンセプトというのは、ある意味極端に違うコンセプトで景観をつくっていかうということなので、非常に難しい部分ではないかなと思うんですね。で、どちらかに合わすというのも多分無理だろうし、逆に言うとそういう違うコンセプトがぶつかるところというのは、もちろんここだけじゃなくてあるとは思いますが、そんなに広いところにあるわけではないと思うので、その辺は具体的に整理してどうしたら一番理想像というか、大阪の特性を生かした理想的な姿になるのかというのをシミュレーションしてみる必要があるのではないかなというふうに思います。

さっきの答申でも話が出ていましたけれども、やっぱりワンストップというか、わかりやすくするというのが多分大事で、何かこっちに行ってもう言われて、あっちに行ってもう言われてというと「どうしたらいいのか。」という感じになると思うので、その辺も含めて制度の運用とか合理的な届出というか、スムーズに行くような仕組みづくりというのを具体的にやっていかないとだめかなと思います。

景観シミュレーションみたいなのをやって、こういう基準ならこんな感じの姿になるよねというのをやってみるというのが今後必要なのではないかなと思います。

○澤木委員長

交差している面ごとに規制を変えたりもできるんですかね。道頓堀川に面しているファ

サードと、御堂筋側で同じ建物だけど基準が違うよという。

○嘉名委員長職務代理

アールの場合、どうするのか。

○橋寺委員

同じことをするのがいいのかどうかというのもややこしそうですが。

○澤木委員長

御堂筋側の面をコントロールしても、それに直角する部分で手前の建物が低い場合は背後の背の高い建物が見えてしまうので、そういう美観誘導路線から望見できる屋外広告物をどうするかとか、そういうところも考えないといけないですね。

○橋寺委員

多分、見える範囲とかだとすごく複合的だと思います。

○澤木委員長

はい、ありがとうございます。

いろいろ課題がいっぱい出てくると思うんですけども、そのほかの方はいかがですか。よろしゅうございますか。

そしたら1番の今後の景観施策のあり方についてという議題を終えようと思います。今日の一番大事なところである答申案ですけれども、今日皆さんから御意見をいただきまして、見直すべきところが幾つか出てきていると思いますけれども、今年度中に市長に答申を返すことになっているということです。今日の意見を踏まえて事務局で修正案をつくっていただいて、最終私、委員長の方で内容を確認させていただいて取りまとめを一任いただきたいということになると思うんですけど、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○澤木委員長

よろしいですか。はい、ありがとうございます。

それでは次年度以降、最後の論点4のようないろんな景観形成基準とか細かいところの議論をこれからしていくことになると思いますけれども、御意見の中にもありましたように具体的にどこにどんなことが起きるのか、どこをどう誘導していくのかといったところ、場合によってはモニタージュ等のシミュレーションをやっていけないといけないと

か、具体的にイメージを持ちながら議論をしていくということも必要になってくると思いますので、事務局がこれまでの実際の届出や協議の中で困っている点とか苦勞をしている点などを中心に事例などを公開しながら議論できればなと思っております。そのためにはこの委員会自身を非公開で開催する必要があるかもしれませんので、その辺の配慮もよろしくお願ひしたいと思ひます。

よろしいでしょうか。

○事務局

はい、ありがとうございます。

○澤木委員長

それでは2つ目ですけど、その他としまして、都市景観資源の登録につきまして、生野区と淀川区について事務局から報告をいただくことになっておりますので、よろしくお願ひします。

○事務局

はい、では生野区と淀川区の都市景観資源の登録について説明させていただきます。

資料4をご覧ください。生野区と淀川区につきましては、10月21日に開催しました45回の委員会におきまして資源部会での審査結果を御承認いただきました。その後、生野区につきましては、登録候補18件について所有者意向確認を行い、全件18件を本日付で登録しております。淀川区につきましては候補3件について確認を行いまして1件を本日付で登録しております。この資料につきましては、登録している内容とホームページに掲載する概要になっていきますので、報告させていただきます。

また阿倍野区につきましては、1月18日に開催しました46回の委員会において資源部会の審査結果を御承認いただきましたが、登録候補39件について現在所有者意向確認を行っているところでございます。また、今年度募集しました浪速区と西淀川区につきましては、昨日資源部会を開催しまして浪速区31件と西淀川区27件の審査対象物件を確定したところです。5月、6月にかけてまして現地調査、4日間ほど予定していますのでこちらにつきましてもよろしくお願ひいたします。

なお、残りの未登録区であります東住吉区と西成区につきましては来年度以降2カ年かけまして、登録に向けた手続を進めてまいります。

以上でございます。

○澤木委員長

はい、ありがとうございました。都市景観資源につきまして、御報告いただきましたけれども、この件に関して御質問ございましたらよろしくお願いします。

淀川区は3件中1件が登録されたとおっしゃいましたけど、残りの2件は地権者の方の御同意が得られなかったという理解でよろしいですか。

○事務局

はい。

○澤木委員長

皆さんから御質問、よろしいでしょうか。

○嘉名委員長職務代理

これも意見ですけど、兼ねてから議論があったと思いますけど、区ごとにかなり件数にむらがあるということで、今のやり方は区役所を中心にやっていただいているということで方向としては全然問題はないと思うんですけど、やっぱり2巡目になったときには、少し各区ごとにバランスとまでは言いませんけど、もう少しいろんな案件が出てくるような仕組みも考えていく必要があるかなという気がします。

以上です。

○澤木委員長

ありがとうございます。どうでしょうね。東住吉区と西成区を2カ年かけてやると一巡が終わるという理解でいいですか。

○事務局

はい、そうです。

○阿部委員

質問いいですか。前のほうの議論とも関係があるんですけども、場合によっては一巡が終わった後に景観重要建造物とか景観重要樹木に鞍替えしていくみたいな方向を多分検討していく必要があると思うんですけど、そういうことも景観計画との関連で考えていらっしゃるのかどうかという点を。

○事務局

そうですね。鞍替えと言いますよりも景観重要建造物とか景観重要樹木を今後選んでく際の母数として、今の都市景観資源というのも当然、あるいは最優先で対象となってくるのかなというふうに考えております。そうすると指定されればダブルの指定とすることになると思います。

○澤木委員長

そのほかよろしゅうございますでしょうか。

浪速区と西淀川区につきましては、先ほどお話がありましたように5月から6月にかけて現地調査を4日間ほど予定されているということで、都市景観資源検討部会の下村部会長をはじめ、岡田委員、田中委員、橋寺委員には御負担をおかけします。この現地調査につきましては他の委員の方々も御都合がつけば参加いただくということになると思いますけれども、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。例年なら8月の暑い時期が多かったので、5月、6月はまだ気候的にはいい時期に外回りができるのかなと思います。改めて事務局から日程調整の依頼があると思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは本日予定をしておりました議事は全て終了いたしましたので進行を事務局の方にお返ししたいと思います。よろしくお願ひします。

○中西都市景観課長代理

どうもありがとうございます。

最後に大阪市都市計画局長、川田より一言御挨拶申し上げます。よろしくお願ひします。

○川田都市計画局長

川田です。26年12月に諮問させていただいて、1年3カ月ないし4カ月で答申の案、今日御議論いただいて委員長一任ということで、最終的には今年度御答申いただくということで非常に長い間、しかもものすごく回数を重ねて御議論いただきまして、本当にありがとうございます。

我々としましても、先ほどの議論じゃないですけど、来年度中にはこの景観計画と条例改正も全て終わって、新しい景観施策が実行できるようにスピード感を持ってやりたいと思っています。答申いただいた後、また引き続き今日の景観計画のワークレベルで非常にお世話になると思いますけれども、よろしく御指導のほどお願ひしたいと思います。

私自身も景観というのは、今日の議論でもありましたが、みんなの意識がやっぱり景観に向いてきているという部分がありますし、インバウンドの話もありましたけれども、大阪市がこれから外へ向かって都市の魅力というのをアピールしていくときに、景観というのは非常に大きなツールかなとつくづく思っております。そういう意味では体制の議論もありましたし、関係部局が非常に多いのは多いんですけれども、私自身腹を決めてリーダーシップを発揮させていただいて、施策の中での景観というものをきちんと庁内で認識し

てもらうように頑張ってやりたいと思いますので、引き続きよろしく御助言のほどお願いしたいと思っています。

本当に、長期にわたりまして御審議いただきまして、どうもありがとうございました。

○中西都市景観課長代理

なお次回ですが、本日の委員会でいただいた御意見を踏まえまして、4月下旬から5月中旬を目途にまた委員会を開催させていただきたいと思います。

これをもちまして、第47回大阪市都市景観委員会は閉会させていただきます。どうもありがとうございました。